

仕 様 書

調達要求番号：64661A00009号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕様書番号	
簡易水洗汲取トイレ屋根設置役務		119T8005	
		作 成	令和8年4月17日
		変 更	
		作成者部隊	第119教育大隊

1 総則

1. 1 件名

簡易水洗汲取トイレ屋根設置役務

1. 2 場所

宮城県多賀城市丸山2丁目1-1 陸上自衛隊多賀城駐屯地

1. 3 適用範囲

本役務は陸上自衛隊多賀城駐屯地で実施する簡易水洗汲取トイレ屋根設置役務について規定する。

1. 4 引用文書

この仕様書で用いる次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 設備設置に関する要求

2. 1 役務の内容

簡易水洗汲取トイレ屋根設置の作業を実施する。

2. 2 役務履行期間及び作業時間

2. 2. 1 本役務の履行期間は、令和8年5月29日～同年7月31日までとし設置完了日は令和8年5月29日とする。

2. 2. 2 作業可能時間は、0830～1700の間とする。

2. 2. 3 作業可能日は、平日のみとする。

2. 2. 4 休日及び平日の0830以前又は1700以降の作業を実施する場合は、官側担当者との調整によるものとする。

2. 3 設置の概要

単管パイプを用いて骨組みを構成し、その上部に屋根材を取り付ける。屋根は両流れ又は片流れ勾配とし、雨水排水を考慮する。

2. 3. 1 材料

2. 3. 1. 1 骨組み

2. 3. 1. 1. 1 単管パイプ Φ48.6mm亜鉛メッキ銅管

2. 3. 1. 1. 2 クランプ 直行クランプ・自在クランプ（JIS規格品相当）

2. 3. 1. 1. 3 ベース金具又は固定治具（必要に応じて）

2. 3. 2 屋根材

2. 3. 2. 1 波板（ポリカーポネート又はガルバリウム銅板）

2. 3. 2. 2 固定用ビス（パッキン付き）

3 寸法

3. 1 簡易水洗汲取トイレ5基（手洗場含む）の場合

3. 1. 1 屋根 6000mm（幅）×3500mm（奥行）×2800mm（高さ）程度とする。

3. 1. 2 屋根勾配 3～5寸程度（約15～25°）

3. 2 簡易水洗汲取トイレ15基2列（手洗場含む）の場合

3. 2. 1 16000mm（幅）×4500mm（奥行）×2800mm（高さ）程度とする。

3. 2. 2 屋根勾配 3～5寸程度（約15～25°）

4 施工要領

4. 1 単管パイプにて簡易水洗汲取トイレを囲むように四隅柱を設置

4. 2 上部に梁材を組み、水平を確認

4. 3 勾配をつけて母屋を設置

4. 4 屋根材（波板）を重ね代を確保して張付け

4. 5 ビスにて確実に固定（防水パッキン使用）

4. 6 必要に応じて筋交いを設置し剛性確保

5 設置場所

細部設置場所は「別紙第1」による。

6 その他

6. 1 運搬資材及びその他の器材の調達、回収、撤去、清掃

6. 1. 1 本役務に必要となる車両、移動及び設置機材等は、全て請負業者の負担とする。

6. 1. 2 本役務の作業終了後、速やかに車両、設置器材等は、撤去・回収し、清掃を行い設置場所内に残置しないものとする。

6. 1. 3 設置期間終了後は、屋根等の撤去を行うものとする。

7 倒壊防止

強風等による倒壊防止処置を実施する。

7. 1 防水処置

波板の重ね代は1山以上確保

7. 2 写真

役務前、役務中、役務後及び監督官の指示により写真撮影し、アルバム等に整理の上提出するものとする。

7. 3 本役務の作業終了の確認の立会

本役務の作業終了時は、請負業者の立会いのもと官側担当者の点検を受けるものとする。

8 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事

本役務に外国人技能実習生及び外国人建設就労者を従事させる場合は、事前に監督官へ当該会社に在籍していることを証明できる書類及び作業者名簿を提出し、許可を得たのち、本役務に従事させることができるものとする。

9 特記事項

- 9. 1 許可なく役務場所及び指定された場所以外への立入りは禁ずるものとする。
- 9. 2 本役務は、安全管理を徹底して行うものとし、事故等が発生した際は、請負業者の責任とする。

10 秘密保全

本作業の遂行にあたり、知り得た秘密を許可なく第三者に提供しないこととする。

11 検査及び監督

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関して質疑が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示を受けるものとする。